

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 石坂 貴美

論文題目：マイクロファイナンス利用にみる人びとの暮らしを守る実践
-バングラデシュのマイクロ医療保険調査を基に

本論文は、マイクロ医療保険という人間の安全保障を推進する一つの制度に焦点を合わせ、バングラデシュでのフィールドワークにもとづいて、低所得者層の人々が生活を守るセーフティネットとしてマイクロファイナンスを利用する場合に、マイクロ医療保険が重要な選択肢として選ばれていることを明らかにする。

本論文は全体で7つの章と、序論、結論および補論から構成されている。序論では、マイクロファイナンスには、融資による人間開発と貯蓄・保険による人間の安全保障の両側面があることが確認され、特に後者のうち、マイクロ医療保険が重要であるにもかかわらず、これまでその実態が十分に解明されて来なかったことを明らかにして、本論文の目的と課題を提示する。第1章では、バングラデシュにおいて、人々の暮らしに負の影響を与える要因・出来事（本論文ではショックと定義している）およびそれへの対処法を先行研究によって概観する。ショックに対して、資産減少、負債増大、消費抑制など、生活福祉の水準低下を招く対処しかなされていないことが明らかにされる。

第2章では、主としてバングラデシュの医療サービスおよび医療保険について概観する。バングラデシュでは医療費のほとんどが自己負担で、家計に大きな影響を与えており、しかも公的な医療保険は整備されておらず、民間の医療保険に頼らざるを得ないが、低所得者層はその対象外であることが明らかにされる。第3章では、低所得者層のショックに対して、市場や政府が十分なセーフティネットを提供していない現状を踏まえ、NGOおよびマイクロファイナンス機関（NGO/MF機関）が低所得者層を対象に提供している金融サービスの効果と課題について概観する。とりわけ、ショックに対処する手段を提供する医療保険へのニーズが高く、医療保険の分野でのNGO/MF機関の今後の活躍が期待されていることが明らかにされる。

第4章では、バングラデシュのマイクロ保険およびマイクロ医療保険を概観し、筆者が実地調査を行ったラジシャヒ市および調査対象NGOのIDF(Integrated Development Foundation)の概略を説明する。IDFは、低所得者層に融資、貯蓄、保険サービスを提供し、融資を条件にマイクロ医療保険を提供する点に特色がある。第5章では、実地調査の結果、IDFのマイクロ医療保険の医療費カバー率が平均14%であることを明らかにし、高額医療費に十分対応できていないことや、医療保険の利用者の情報不足や、スタッフの職務怠慢、保険金授受をめぐるトラブルなどがマイクロ医療保険利用の障害となっていることを指摘

する。

第 6 章では、低所得者層の世帯にとって重い負担となっている医療費支出に対する財源について、医療保険を含めた全体像を解明する。世帯収入のみで対応できる世帯は調査対象の約 40%で、他は、医療保険、融資・借金、消費抑制、貯蓄引出、資産売却、親類・友人・知人からの支援などである。第 7 章では、これらの医療費支出の財源において、とりわけ金融サービスに関して、低所得者層が融資だけではなく、複数の貯蓄と保険を利用して、資金の流動性、収益性、安全性を図るといった巧みな戦略を用いていることが明らかにされる。

結論では、バングラデシュにおける現行のマイクロ医療保険の限界を確認するとともに、今後の発展可能性に言及して全体を締めくくっている。

補論では、マイクロ保険がバングラデシュ以外の国々では、NGO や民間保険会社、国家の相互補完的な協力関係によって展開している事例が紹介され、低所得者層のセーフティネットの選択肢が拡大していることが指摘される。

本論文は以下の点において高く評価することができる。まず、バングラデシュでは、マイクロファイナンスにおける融資や貯蓄に対して保険とりわけ医療保険は事例が少なく、調査もほとんど行われていない状況にあるが、本論文の著者は通算 2 年 4 ヶ月にわたって、マイクロ医療保険の利用者および提供者に対してベンガル語で聞き取り調査を実施している。したがって、本論文は、従来のマイクロファイナンス研究に対して新たな分野を開拓するものである。しかも、調査結果はマイクロ医療保険の今後の発展に多大な示唆を与えるものである。総じて、本論文は「人間の安全保障」の分野での研究および実践の深まりを体現するものであるといえる。

他方で、本論文にも問題がないわけではない。たとえば、本論文における保険のとらえ方が従来の保険論とは異なる点が十分に説明されていないこと、低所得者層の保険に対する知識・認識不足の背景に近代的な保険制度と地域固有の文化との摩擦があるのではないかという点が明らかにされていないこと、などである。

とはいえ、これらの問題点は本論文の学術的価値をいささかも損なうものではない。したがって、本審査委員会は本論文を博士（国際貢献）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。